

伊豆市観光情報サイトリニューアル等業務  
公募型プロポーザル実施要領

令和7年1月10日  
一般社団法人伊豆市産業振興協議会

伊豆市観光情報サイトリニューアル等業務の委託業者を選定するため、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

1. 目的

この要領は、伊豆市の魅力発信や知名度向上に繋げることを目的に、伊豆市観光情報サイトの全面リニューアルを実施するに当たり、業務における最適な委託事業者を公募型プロポーザル方式で選定するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務名

伊豆市観光情報サイトリニューアル等業務

- (1)伊豆市観光情報サイトリニューアル業務
- (2)伊豆市観光情報サイト運用・保守業務

3. 履行期間

- (1) 伊豆市観光情報サイトリニューアル業務

契約締結日から令和7年3月24日(月)まで

※サイト公開日は、令和7年4月1日(火)を予定しているが、正式なスケジュール・詳細については、協議の上、決定する。

- (2) 伊豆市観光情報サイト保守・運用業務

令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで

※サイト公開日は、令和7年4月1日(火)を予定しているが、正式なスケジュール・詳細及び費用については、協議の上、決定する。

4. 選定方法

公募型プロポーザル方式

5. 業務委託内容

(別紙1) 伊豆市観光情報サイトリニューアル等業務委託仕様書のとおり

6. 見積限度額

- (1) 伊豆市観光情報リニューアル業務 3,250,000円(消費税および地方消費税を含む)
- (2) 伊豆市観光情報保守・運用業務(年額) 660,000円(消費税および地方消費税を含む)  
令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)に係る想定費用をご提示ください。

なお、業務の詳細については、「(別紙1) 伊豆市観光情報サイトリニューアル等業務仕様書」を参照のこと。

## 7. 担当窓口

一般社団法人伊豆市産業振興協議会 (担当：木村、植田)

〒410-2416 静岡県伊豆市修善寺 838-1

TEL：0558-72-7007 FAX：0558-72-7003

MAIL：info@izucity-dmo.or.jp

## 8. スケジュール

内容	期間
公募開始	1月10日(金)
質問の受付	1月20日(月)午後5時 必着
質問の回答	1月22日(水)午後5時
企画提案書の提出	1月31日(金)午後5時 必着
審査	2月5日(水)予定
審査結果の通知	2月7日(金)までに電子メールにて通知予定
業務委託契約の締結・業務開始	2月10日(月)

## 9. 参加資格の要件

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)規定による更生手続き開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 静岡県及び伊豆市において、建設工事等の指名停止、指名回避又は排除措置の期間中でないこと。
- (4) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に掲げる暴力団の構成員でないこと。
- (5) 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (6) 過去に自治体または自治体外郭団体など公共性の高い施設又は、観光PR等のWEBサイトを制作した実績があること。

## 10. 質問書の提出及び回答書

### (1) 質問書の提出

提出期限	令和7年1月20日(月)午後5時
提出書類	「質問書(様式1)」に質問内容を記載したもの
提出方法	電子メールにより下記アドレス(担当宛)に送付 MAIL：info@izucity-dmo.or.jp

## (2) 回答書の提出

回答期日	令和7年1月22日(水)午後5時
回答方法	伊豆市観光情報サイトに記載（個別回答は実施しない） URL：https://kanko.city.izu.shizuoka.jp/

## 11. 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加希望者は、次のとおり参加表明書等関係書類を提出しなければならない。

提出書類	(1) 参加表明書（様式2） (2) 会社概要が分かる資料もしくはパンフレット（1部）※任意様式
提出方法	郵送または持参 （持参する場合は、平日午前9時から午後5時までに限る。）
提出先	〒410-2416 伊豆市修善寺 838-1 修善寺総合会館内 一般社団法人伊豆市産業振興協議会
提出期限	令和7年1月31日(金) 午後5時 ※必着

## 12. 企画提案書の提出

「11. 参加表明書の提出」により「プロポーザル参加表明書（様式2）」を提出した事業者は、次のとおり企画提案書等を作成し、提出するものとする。

### (1) 提出書類等

提出書類	ア. 企画提案書統括票兼誓約書（様式3） 1部 イ. 企画提案書（任意様式） 1部 ウ. CMS 機能要件一覧 1部 エ. 参考見積書（任意様式） サイトリニューアル業務費用及び1年間の保守費用のそれぞれが分かる内訳書もご提出ください。
提出方法	郵送または持参 （持参する場合は、平日午前9時から午後5時までに限る。）
提出先	〒410-2416 伊豆市修善寺 838-1 修善寺総合会館内 一般社団法人伊豆市産業振興協議会
提出期限	令和7年1月31日(金) 午後5時 ※必着

### (2) 企画提案書記載上の留意事項

企画提案書の記載に当たっての留意事項は「(別紙2) 企画提案書等作成等要領」を参照のこと。

## 13. 審査

審査を実施する。また、審査に当たっては事務局が指名した者を審査員として審査を行い、その結果をもとに決定する。なお、審査はすべて非公開とする。

審査は、「(別紙3) プロポーザル審査基準」に基づき、提出書類の内容を基に審査し、点数化する。

①実施予定日

令和7年2月5日(水) ※予定

②結果通知

令和7年2月7日(金) ※予定

選考結果は、全ての参加者に対し、電子メールにより通知する。なお、電話等による結果の問い合わせには一切応じない。

14. 失格事項

参加表明者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) この実施要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして認定した場合
- (4) 同一事業者につき2案以上の企画提案書等を提出した場合
- (5) 提出書類に不備、錯誤等があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (6) 参考見積額(消費税及び地方消費税の額を含む)が前記「6.見積限度額」の各号に掲げる提案上限額を超えている場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、企画提案に当たり、著しく信義に反する行為等があった場合

15. プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、本プロポーザルの実施ができないと事務局が認めるときは、プロポーザルを中止又は取り消すことがある。この場合において、プロポーザルに要した費用等を一般社団法人伊豆市産業振興協議会に請求することはできない。

16. 参加事業者の辞退

参加事業者が、都合によりプロポーザルを辞退するときは、速やかに事務局担当まで連絡し、「プロポーザル辞退届(様式5)」を提出すること。

17. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、こちらから要請のあったものについては、この限りでない。
- (4) 採用された企画提案書等の著作権は、一般社団法人伊豆市産業振興協議会に帰属する。
- (5) 本プロポーザルは、優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。

- (6) 応募者が1者(社)の場合であっても、本プロポーザルを中止せず、選考を実施するものとする。
- (7) 評価合計点総計の最も高い参加事業者の得点が満点(審査員数×100点)の60%に満たず、応募者の提出した企画提案が要求水準等を満たさないと判断したときは、その企画提案を採用せず、優先交渉権者として選定しない場合がある。